



申請意向の確認も行いますので、**就学支援金の受給を希望されない方も含め、全員手続きを行ってください。**

就学支援金手続きのご案内

手続きの流れ

STEP 1 オンライン申請（※受給を希望されない方も必要です。）

パソコン、スマートフォンから以下の URL または QR コードにより「高等学校等就学支援金オンライン申請システム（e-Shien）」にアクセスし、①申請の意向登録、②受給資格認定の申請（①で意向ありと登録した方のみ）を行ってください。

◆高等学校等就学支援金オンライン申請システム（e-Shien）

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>

- ☞ 利用方法は別紙「e-Shien 申請者向け利用マニュアル」参照。
- ・ 検索サイトで検索してもヒットしませんのでご注意ください。
- ・ **ログイン ID 通知書記載のログイン ID、パスワードを入力するとログインすることができます。**
- ・ ログインできない場合は、次ページ Q&A の Q1 をご確認ください。



☞ オンライン申請ができなかった方は、**書類提出後、学校にて内容を確認しだい順次対応をご案内します**ので、「STEP2 提出書類の作成」へ進んでください。

STEP 2 提出書類の作成（全員）

配布した「**就学支援金確認票**」に必要事項を記入してください。

- ☞ オンライン申請ではなく紙により申請をしたい方、個人番号カード（写）等を紙で提出したい方、個人番号ではなく課税証明書等で申請したい方へも対応可能です。その場合は、各学校にご連絡ください。
- ☞ STEP 1 のオンライン申請ができなかった方は、就学支援金確認票の 1-（1）の「できませんでした」にチェックを入れてください。

STEP 3 学校へ書類提出

提出期限

4月9日（火）

記入した**就学支援金確認票**を、**事務室用封筒（クリーム色）**に入れて提出してください。

- ☞ 郵送で提出する場合は、本人確認書類として保護者等の運転免許証、パスポート等の写真付公的証明書のコピーも添付ください。

STEP 4 結果通知受領（6月初旬頃）

受給資格認定の申請を行った方について、認定結果を学校より通知します。

- ☞ 「不認定」の通知を受け取った方は、授業料の納付が必要となります。

留意事項

1 税の申告について

個人番号で収入状況を確認するためには、無収入の方も税の申告を行っていただく必要があります。税の申告を行っていない方は、お早めに（3月末をめど）市町村役場等で税の申告を行ってください。ただし、控除対象配偶者となっている方は、税の申告を行う必要はありません。

2 個人番号（マイナンバー）の利用について

個人番号をご提出いただくことで、個人番号により各市町村に情報照会を行い、収入状況（市町村民税の課税標準額等）又は生活保護受給状況を確認します。

また、毎年7月1日の状況で継続受給の審査を行いますが、その際も今回ご提出いただく個人番号により収入状況を確認します。

3 保護者等とは

保護者等とは、原則、親権者（両親）となります。ただし、親権者がいない場合は、未成年後見人、主たる生計維持者、生徒本人の順に保護者等に該当することとなります。くわしくは別紙「申請者向け利用マニュアル」8ページでご確認ください。

4 個人番号で収入状況が確認できなかった場合について

個人番号による収入状況の確認ができなかった場合、審査スケジュールの関係で課税証明書等の提出を依頼することがあります。また、5月中旬までに収入状況が確認できない場合、一旦、授業料を納付いただく等の対応をお願いすることがあります。ご理解、ご協力をお願いします。

Q&A

Q 1 ログインできないためオンライン申請をすることができません。

A 1 ログインID、パスワードの入力誤りの可能性が高いため（大文字小文字、1（いち）とI（える）の入力誤り等）、再度ご確認のうえログインを行ってみてください。

それでもログインできない場合は、書類提出後、学校にて内容を確認しだい順次対応をご案内しますので、「STEP2 提出書類の作成」へ進んでください。

Q 2 オンライン申請を完了した後に、申請内容に間違いがあることに気づきました。

A 2 修正したい内容を「就学支援金確認票」の1-（5）に記載してご提出ください。学校で対応させていただきます。必要に応じて修正を依頼する場合があります。

Q 3 就学支援金の申請をしないとどうなりますか？

A 3 授業料を納めていただくこととなります。申請が遅れた場合や依頼した提出書類がそろわない場合も授業料を納付していただくことがありますので、ご注意ください。

Q 4 就学支援金の支給の対象になるかどうかはどのように判断するのですか？

A 4 親権者等の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（親権者が父母の場合は合算した額）により判断します。同一世帯の祖父母等と一緒に暮らしていても祖父母等の額は合算されません。（祖父母が親権者等に該当する場合は、この限りではありません。）

Q 5 認定を受けた後、婚姻またはその解消等により保護者等に変更があった場合、手続きが必要ですか？

A 5 届出が必要となりますので、各学校の窓口にお申し出ください。

問い合わせ先 岐阜県立岐阜総合学園高等学校 事務室 担当 原

TEL 058-271-5548

●お願い●

オンライン申請ができない場合の対応は入学式終了後にご案内しますので、お問い合わせは控えていただくよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

